

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第一二〇号）（抄）

昭和五十六年法律第七七号により定年制度導入

平成十一年法律第八三号により新再任用制度導入

（定年による退職）

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十二年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

（定年による退職の特例）

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌

日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

（定年退職者の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

**第八十一条の五** 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年

退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のもの占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものという。第三項において同じ。）に採用することができる。

② 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

**(定年に関する事務の調整等)**

**第八十一条の六** 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

○ **国家公務員法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八三号）**  
附則

**(任期の末日に関する特例)**

**第四条** 次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

**(特定警察職員等に関する特例)**

**第五条** 施行日から平成十九年三月三十一日までの間における新国家公務員法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第一項中「（以下「定年退職者等」という。）」とあるのは、「（警察庁の職員であった者のうち地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である者を除く。以下「定年退職者等」という。）」とする。

2 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十一年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年

## ○ 人事院規則二一八（職員の定年）

### （趣旨）

第一条 この規則は、法第八十一条の二及び第八十一条の三に規定する職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定年の特例）

第二条 法第八十一条の二第二項第一号の規則で定める病院、療養所、診療所等は、次に掲げる施設等とする。

- 一 病院、療養所及び診療所
- 二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
- 三 入国者収容所
- 四 検疫所
- 五 国立保養所、国立児童自立支援施設及び国立知的障害児施設
- 六 環境調査研修所
- 七 前各号に掲げるもののほか、医療業務を担当する部署のある施設等

第三条 法第八十一条の二第二項第二号の規則で定める職員は、給与法に規定する行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、次に掲げる者とする。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

第四条 法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員は、別表の上欄に掲げる職員とする。

2 前項の職員の定年は、別表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

### （定年に達している者の任用）

第五条 職員（法第八十一条の二第三項に規定する職員を除く。）の採用は、再任用（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫をいう。）に属する職その他これらに準ずる職で人事院が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る官職を占めているものとした場合に定年退職（法第八十一条の二第一項の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

2 職員の他の官職への異動（法第八十一条の二第三項に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の官職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、法第八十一条の三第一項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の法令の改廃による組織の変更等に伴う異動であつて勤務延長（法第八十一条の三第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）に係る官職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職への異動及び再任用されている職員としての異動については、この限りでない。

### （勤務延長）

第六条 法第八十一条の三に規定する任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

第七条 勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合におい

て、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- 一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な支障が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずるとき。

**第八条** 任命権者は、勤務延長を行う場合及び勤務延長の期限を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

**第九条** 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合は、職員の同意を得て、その期限を繰り上げることができる。

**第十条** 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする官職に併任されているときは、当該併任に係る官職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

#### (人事異動通知書の交付)

**第十一条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に規則八一―一二(職員の任免)第八十条第一項の規定による人事異動通知書(以下この条において「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 職員が定年退職をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長の職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- 六 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

#### (職員への周知)

**第十二条** 任命権者(法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。次条において同じ。)は、部内の職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

#### (報告)

**第十三条** 任命権者は、法第八十一条の二第一項の規定による指定を行った場合(指定の内容を変更した場合を含む。)には、速やかに当該指定の内容を人事院に報告しなければならない。

2 任命権者は、第五条第二項ただし書の規定による勤務延長職員の異動を行った場合には、速やかに当該異動の内容を人事院に報告しなければならない。

3 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に達した職員に係る勤務延長の状況を人事院に報告しなければならない。

#### (雑則)

**第十四条** この規則に定めるもののほか、職員の定年の実施に関し、必要な事項は、人事院が定める。

別表（第四条関係）

職 員	年 齢
<p>事務次官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）            外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官（高等海難審判庁長官を除く。）            会計検査院事務総長            会計検査院事務総局長            人事院事務総長            内閣衛星情報センター所長            都市再生本部事務局長、知的財産戦略推進事務局長又は郵政民営化推進室副室長に充てられた内閣審議官            内閣法制次長            内閣府審議官            公正取引委員会事務総長            警察庁長官            警察庁次長            警視總監            総務審議官            外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）            財務官            文部科学審議官            厚生労働審議官            農林水産審議官            経済産業審議官            技監            国土交通審議官            地球環境審議官</p>	<p>六十二年</p>

<p>研究所、試験所等の副所長（これに相当する者を含む。）            人事院が定めるもの            皇宮警察学校教育主事            在外公館に勤務する職員（給与法に規定する行政職俸給表（一）又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。）及び外務省本省に勤務し外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるもの            海技試験官</p>	<p>六十三年</p>
<p>宮内庁の職員（宮内庁次長を除く。）のうち、次に掲げる職員            一 内舎人、女嬪、東宮内舎人及び東宮女嬪            二 式部副長及び式部官            三 首席楽長、楽長及び楽長補            四 鷹師長及び鷹師            五 修補師長及び修補師長補            六 主膳長及び副主膳長            七 主厨長及び副主厨長</p>	<p>六十三年            ただし、人事院が定める職員にあっては、当分の間、六十五年</p>
<p>研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの            迎賓館長            宮内庁次長            金融庁長官            国税不服審判所長            国立看護大学の校長、教授、准教授、講師及び看護学部長            社会保険庁の医療専門官            高等海難審判庁長官            海難審判庁審判官及び海難審判庁理事官</p>	<p>六十五年</p>

## ○ 人事院規則一一一九（定年退職者等の再任用）

### （総則）

**第一条** この規則は、法第八十一条の四第一項に規定する定年退職者等及び同項に規定する自衛隊法による定年退職者等（次条第二項において「定年退職者等」と総称する。）の再任用（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 再任用を行うに当たっては、法第二十七条に定める平等取扱の原則、法第三十三条に定める任免の根本基準及び法第五十五条第三項の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第八十一条の二第一項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第八十一条の七に規定する事由を理由として再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

### （再任用の対象となる者）

**第三条** 法第八十一条の四第一項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第八十一条の二第一項の規定により退職した者又は法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した者に準ずるものとして人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 二十五年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
- 二 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）
- 三 二十五年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用されたことがあるもの（前二号に掲げる者を除く。）

**第四条** 法第八十一条の四第一項に規定する自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自衛隊法第四十四条の四第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者
- 二 自衛隊法第四十四条の四第一項第三号及び第六号に掲げる者（二十五年以上勤続して退職した者に限る。）であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
- 三 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）
- 四 自衛隊法第四十四条の四第一項第三号又は第六号に該当する者（二十五年以上勤続して退職した者に限る。）として当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に同項又は同法第四十四条の五第一項の規定により採用されたことがある者（前二号に掲げる者を除く。）

### （任期の更新）

**第五条** 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

### （人事異動通知書の交付）

**第六条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に規則八一―二（職員の任免）第八十条第一項の規定による人事異動通知書（以下この条において「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第四号に該当する場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 再任用を行う場合
- 二 再任用の任期を更新する場合
- 三 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- 四 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(報告)

**第七条** 法第五十五条第一項又はその他の法律の規定により任命権を有する者は、毎年五月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事院に報告しなければならない。

---